

官報

号外

平成七年十一月七日

○第百三十四回 衆議院會議録 第十二号

平成七年十一月七日(火曜日)

議事日程 第九号

平成七年十一月七日

午後一時開議

第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について
の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○本日の會議に付した案件

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について
の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

高齢社会対策基本法案(第百三十二回国会、参議院提出)

平成七年十一月七日 衆議院會議録第十二号

午後一時六分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

日程第一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について
の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条について
の新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長三原朝彦さん。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(三原朝彦君登壇)

○三原朝彦君 ただいま議題となりました在日米軍駐留経費特別協定につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本協定は、日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による一層の負担を自主的に図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米間の経費負担の原則を定める地位協定第二十四条についての新たな特別の措置を講じようとするものであります。

本協定は、平成六年三月以来、日米両政府間で行われた交渉の結果、平成七年九月二十七日ニューヨークにおいて署名されたものであります。

本協定は、在日米軍従業員に対する基本給等一定の給与の支払いに要する経費、合衆国軍隊等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金または代金の支払いに要する経費並びに日本国政府の要請に基づき合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部または一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合にその変更に伴う追加的に必要となる経費の全部または一部を負担すること、平成十三年三月三十一日まで効力を有すること等について規定しております。

本件は、去る十月二十七日本院に提出され、十一月二日本会議において趣旨の説明及びこれに対する質疑が行われた後、外務委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日河野外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、昨六日質疑を終了し、討論の後、引き続き採決を行いました結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○山本有二君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

第百三十二回国会、参議院提出、高齢社会対策基本法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(土井たか子君) 山本有二さんの動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件 高齢社会対策基本法案

よって、日程は追加されました。

高齢社会対策基本法案(第百三十二回国会、参議院提出)

参議院提出)

○議長(土井たか子君) 高齢社会対策基本法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大木正吾さん。

高齢社会対策基本法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(大木正吾君登壇)

○大木正吾君 ただいま議題となりました高齢社会対策基本法案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国における急速な高齢化の進展が国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策に関し基本理念を定めるとともに、内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長から成る対策会議を置くこと等によって、高齢社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ろうとするものであります。

本案は、第百三十二回国会の参議院提出に係るもので、本院において今国会まで継続審査とされてきたものであり、本日参議院国民生活・経済に関する調査会長から提案理由の説明を聴取し、質

疑を行い、採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十三分散会

出席國務大臣

外務大臣臨時時代
國務大臣 野坂 浩賢君
國務大臣 江藤 隆美君

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る二日、国会において承認することを議決

した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

(政府委員承認)

一、昨六日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十四回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官事務代理 稲川 照芳
(政府委員任命)

一、昨六日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、六日議長において承認した稲川照芳を、同日第百三十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨六日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、六日(外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官)河村武和の第百三十四回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

解任 補欠
栗原 裕康君 二階堂 進君
二階堂 進君 栗原 裕康君

外務委員

解任

補欠

安倍 晋三君

根本 匠君

二階堂 進君

久野統一郎君

久野統一郎君

二階堂 進君

根本 匠君

安倍 晋三君

解任

補欠

野田 佳彦君

吉田 治君

山田 宏君

河村たかし君

池田 隆一君

畠山健治郎君

河村たかし君

山田 宏君

吉田 治君

野田 佳彦君

畠山健治郎君

池田 隆一君

一、昨六日、議長において、次のとおり常任委員の解任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

解任

補欠

富田 茂之君

赤羽 一嘉君

赤羽 一嘉君

富田 茂之君

外務委員

解任

補欠

鈴木 宗男君

久野統一郎君

赤羽 一嘉君

大口 善徳君

高市 早苗君

山本 拓君

羽田 孜君

伊藤 達也君

久野統一郎君

鈴木 宗男君

伊藤 達也君

羽田 孜君

大口 善徳君 赤羽 一嘉君
山本 拓君 高市 早苗君

予算委員

補欠

伊藤 達也君 羽田 孜君
羽田 孜君 伊藤 達也君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
宗教法人に関する特別委員

辞任

補欠

加藤 紘一君 金子 一義君
亀井 静香君 蓮実 進君
江田 五月君 笹木 竜三君
加藤 六月君 富田 茂之君
北側 一雄君 赤羽 一嘉君
山下八洲夫君 山崎 泉君
山崎 泉君 今村 修君
今村 修君 濱田 健一君
金子 一義君 加藤 紘一君
蓮実 進君 亀井 静香君
赤羽 一嘉君 北側 一雄君
笹木 竜三君 江田 五月君
富田 茂之君 加藤 六月君
濱田 健一君 山下八洲夫君

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第四号)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とヴェトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

サービスの貿易に関する一般協定の第二議定書の締結について承認を求めるの件(条約第六号)
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

以上四件 外務委員会 付託

(議案通知)

一、去る二日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。
千九百九十五年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件
千九百九十五年の国際天然ゴム協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、昨六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

最高検察庁の綱紀肅正に関する質問主意書(山口敏夫君提出)

理由

政府は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成七年九月二十七日にニュー・ヨークで、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に署名した。

平成七年十月二十七日

内閣総理大臣 村山 富市

よつて、この協定を締結することとしたしたい。
これが、この案件を提出する理由である。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「条約」という。)及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下「地位協定」という。)に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊(以下「合衆国軍隊」という。)は、日本国の安全並びに極東における國際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第十五條(a)に定める諸機關のために勤務に服する労働者で日本国が雇用するもの(以下「労働者」という。)の安定的な雇用を維持し、合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、これまで講じられてきた諸措置、特に、千九百九十一年一月十四日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づき施設及び区域並び

に日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四條についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定において、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四條についての特別の措置が定められたことを想起し、
両国を取り巻く諸情勢に留意し、
合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、地位協定第二十四條についての新たな特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、
次のとおり協定した。

第一条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 基本給、日雇従業員の日給、特殊期間従業員の給与、時給制臨時従業員の時給及び劇場従業員の給与
- (b) 調整手当、解雇手当、扶養手当、隔遠地手当、特殊作業手当、夏季手当、年末手当、寒冷地手当、退職手当(人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第十五條(a)に定める諸機關により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を含む。)、人員整理退職手当、人員整理あん分手当、通勤手当、転換手当、職位転換手当、年度末手当、夜間勤務手当、住居手当、単身赴

任手当、時間調整給、時間外勤務給、時給制臨時従業員の割増給、祝日給、夜勤給、休業手当及び時給制臨時従業員の業務上の傷病に對して認められる日給

- (c) 船員の有給休暇未付与手当、危険貨物手当、乗船手当、機関部手当、機関作業手当、消火手当、外国船手当、外国航路手当、労務手当、出勤手当、小型船手当、油送船手当、引き船手当及び船長・機関長手当

第二条

日本国は、この協定が効力を有する期間、合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機關が適當な証明書を付して日本国で公用のため調達する次のものに係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。

- (a) 公益事業によつて使用に供される電気、ガス、水道及び下水道
- (b) (a)に規定するものを除くほか、暖房用、調理用又は給湯用の燃料

第三条

日本国は、条約第六條の規定に基づいてアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域(以下「施設及び区域」という。)のうちいずれか特定の施設及び区域を使用して合衆国軍隊が実施する訓練に關し、地位協定第二十五條(a)に定める合同委員會(以下「合同委員會」という。)における日本国政府の要請に基づき、アメリカ合衆国がその全部又は一部を当該特定の施設及び区域に代えて他の施設及び区域を使用するよう変更する場合には、その

変更に伴つて追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。もつとも、日本国政府が、当該要請に当たり、日本国がこの條の規定に従つて経費を負担するとの通告をアメリカ合衆国政府に対して行う場合に限る。

第四条

日本国は、同國の會計年度ごとに、それぞれ第一條、第二條及び前條の規定に基づいて負担する経費の具體的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に對し速やかに通報する。

第五条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に關するすべての事項につき、合同委員會を通じて協議することができる。

第六条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの國內法上の手續に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを條件として、千九百九十六年四月一日に効力を生じ、一千九百九十九年三月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正當に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十五年九月二十七日にニューヨークで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

河野洋平

アメリカ合衆国のために

ウォーレン・クリストファー

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

日米両国を取り巻く諸情勢に留意し、日本国に合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による一層の負担を自主的に図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、平成六年三月以来、日米間の経費負担の原則を定める地位協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する協定の締結について、日米両政府間で交渉を行ってきた。その結果、合意に達したので、平成七年九月二十七日ニュー・ヨークにおいて、本協定に署名を行った。

本協定の主な内容は次のとおりである。
1 我が国は、この協定が効力を有する期間中、在日米軍従業員に対する基本給等一定の給与の支払いに要する経費並びに合衆国軍隊

等が公用のため調達する電気等及び暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払いに要する経費の全部又は一部を負担すること。

2 我が国は、この協定が効力を有する期間中、日本国政府の要請に基づき合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用することにより変更する場合にその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担すること。

3 我が国は、会計年度ごとに、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を米国に対し速やかに通報すること。

4 日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、地位協定に基づく日米合同委員会を通じて協議することができること。

なお、本協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されていることを条件として、平成八年四月一日に効力を生じ、平成十三年三月三十一日まで効力を有することになっている。よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本国に維持されている合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものと考えられるので、妥当な措置であること認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費について、平成八年度一般会計予算防衛施設庁所管に、当該年度に新たに生ずる所要経費が計上されることとなる。右報告する。

平成七年十一月六日

外務委員長 三原 朝彦

衆議院議長 土井たか子殿

高齢社会対策基本法案

右の本院提出案を送付する。

平成七年六月五日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

高齢社会対策基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 基本的施策(第九条―第十四条)

第三章 高齢社会対策会議(第十五条・第十六条)

条)

附則

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎へ、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の

形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわたるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不断に見直し、適切なものとしていく必要がある。そのため、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんが

み、高齢化の進展に適切に対処するための施策
(以下「高齢社会対策」という。)に関し、基本理
念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等
を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本
となる事項を定めること等により、高齢社会対
策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な
発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的
とする。

(基本理念)

第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会
が構築されることを基本理念として、行われな
ければならない。

一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な
社会的活動に参加する機会が確保される公正
で活力ある社会

二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要
な一員として尊重され、地域社会が自立と連
帯の精神に立脚して形成される社会

三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生
活を営むことができる豊かな社会
(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基
本理念」という。)のっとり、高齢社会対策を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、
高齢社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地
域の社会的、経済的状况に応じた施策を策定
し、及び実施する責務を有する。

(国民の努力)

第五条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の
変化についての理解を深め、及び相互の連帯を
一層強めるとともに、自らの高齢期において健
やかで充実した生活を営むことができることと
なるよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第六条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策
の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対
策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するた
め、必要な法制上又は財政上の措置その他の措
置を講じなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及
び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関
する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状
況を考慮して講じようとする施策を明らかにし
た文書を作成し、これを国会に提出しなければ
ならない。

第二章 基本的施策

(就業及び所得)

第九条 国は、活力ある社会の構築に資するた
め、高齢者がその意欲と能力に応じて就業する
ことができる多様な機会を確保し、及び勤労者
が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開
発し、高齢期までその能力を発揮することがで

きるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公
的年金制度について雇用との連携を図りつつ適
正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ず
るものとする。

3 国は、高齢期により豊かな生活の実現に資す
るため、国民の自主的な努力による資産の形成
等を支援するよう必要な施策を講ずるものとす
る。

(健康及び福祉)

第十条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確
保するため、国民が生涯にわたって自らの健康
の保持増進に努めることができるよう総合的な
施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関
する多様な需要に的確に対応するため、地域に
おける保健及び医療並びに福祉の相互の有機的
な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び
福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を
図るとともに、民間事業者が提供する保健医療
サービス及び福祉サービスについて健全な育成
及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものと
する。

3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日
常生活を営むことができるようにするため、適
切な介護のサービスを受けることができる基盤
の整備を推進するよう必要な施策を講ずるもの
とする。

(学習及び社会参加)

第十一条 国は、国民が生きがいを持って豊かな
生活を営むことができるようにするため、生涯
学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずる
ものとする。

2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、
高齢者の社会的活動への参加を促進し、及びボ
ランティア活動の基盤を整備するよう必要な施
策を講ずるものとする。

(生活環境)

第十二条 国は、高齢者が自立した日常生活を営
むことができるようにするため、高齢者に適し
た住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための
住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配
慮された公共的施設の整備を促進するよう必要
な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことが
できるようにするため、高齢者の交通安全を
確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害
等から保護する体制を整備するよう必要な施策
を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十三条 国は、高齢者の健康の確保、自立した
日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有
の疾病の予防及び治療についての調査研究、福
祉用具についての研究開発等を推進するよう努
めるものとする。

(国民の意見の反映)

第十四条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び

実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 高齢社会対策会議 (設置及び所掌事務)

第十五条 総理府に、特別の機関として、高齢社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第六条の大綱の案を作成すること。
- 二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、総務庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

(高齢社会対策会議)

第十四条の二 本府に、高齢社会対策会議を置く。

2 高齢社会対策会議の組織及び所掌事務については、高齢社会対策基本法(平成七年法律第 号)の定めるところによる。

高齢社会対策基本法案(参議院提出、第三百三十二回国会参法第六号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策に関し、基本理念を定めること等により、高齢社会対策の総合的な推進を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本理念

高齢社会対策は、国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会、国民が生

涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会、国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会の構築を基本理念として、行われなければならないこと。

2 国及び地方公共団体の責務

国は、高齢社会対策を総合的に策定及び実施する責務を有し、地方公共団体は、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定及び実施する責務を有すること。

3 国民の努力

国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。

4 施策の大綱

政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならないものとする。

5 年次報告

政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書並びに講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならないものとする。

6 基本的施策

国は、基本的施策として、就業及び所得、健康及び福祉、学習及び社会参加、生活環境の四つの分野について、必要な施策を講ずるものとする。

7 高齢社会対策会議

総理府に、特別の機関として、内閣総理大臣を会長とし、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する委員から成る高齢社会対策会議を置き、同会議はその組織及び運営について所要の規定を置くこと。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年十一月七日
内閣委員長 大木 正吾
衆議院議長 土井たか子殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第十一号の発送は都合により後日となるため、第十一号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門三丁目二番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部
(配税)	三円を含まず
(送料別)	三円を含まず